

共謀罪の新設について慎重な国会審議を求める意見書（案）

共謀罪の新設を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が、通常国会に提出され、その動向が注目されている。

共謀罪は 619 以上にも及ぶ「4 年以上の刑を定める犯罪」について、「遂行を共謀」したものを「犯罪の合意」という曖昧かつ不明確な基準によって処罰するものである。

これは犯罪を実行しなくても、ただ話し合っただけで処罰につながるものであり、実行行為を処罰することを基本原則としてきたわが国の刑法体系を根底から覆すものである。

また個人の意思や思想を処罰することに通じ、憲法の保障する思想・良心の自由、表現の自由、集会・結社の自由等の基本的人権に対する重大な脅威となる。

さらに共謀罪の捜査は、具体的な犯罪行為が対象でないために、会話、電話、電子メールなどあらゆるコミュニケーションの内容を対象とせざるを得ない。これは自白への依存度を強めるとともに、犯罪捜査のための盗聴の拡大や電子メールの傍受の合法化など、わが国の監視社会化に一層、拍車をかける危険性をはらんでいる。

以上の危険性から日本弁護士会、日本ペンクラブ、ジャーナリスト会議をはじめ、多くの団体個人が反対を表明し、審議が進むにつれその問題点が明らかになっている。また各種世論調査においても慎重な議論を望む声が圧倒的に多い。

よって本議会は共謀罪の新設については、憲法の保障する国民の自由・人権を侵害することのないよう、慎重な国会審議を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。